

Title	近世入木道書の生成と伝播： センチュリー文化財団蔵『松平定信旧蔵入木道書一式』『弘法大師書流系図』とその周辺
Sub Title	The production and propagation of the books about calligraphy's secret in the Edo period : based on Matsudaira Sadanobu kyuzo jubokudoshō issiki, Kobodaishi shoryū keizu owned by Century cultural foundation, and related materials
Author	一戸, 渉(Ichinohe, Wataru)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2014
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidō Bunko Institute). No.49 (2014.) ,p.239- 278
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20140000-0239

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世入木道書の生成と伝播

―センチュリー文化財団蔵『松平定信旧蔵入木道書一式』『弘法大師書流系図』とその周辺―

一 戸 渉

はじめに

二〇〇八年度より斯道文庫に寄託されているセンチュリー文化財団の所蔵資料には実に豊富な入木道書が含まれており、質と量ともに国内有数のコレクションといつてよい。ただ当該コレクションは近代になって蒐集されたものであるため、個々の伝来や資料的性格など未詳の部分が少なくない。本稿は、そうしたセンチュリー文化財団寄託品に含まれる入木道書のうち、寛政の改革を主導した將軍補佐兼老中にして、要職を退いてからは古書画・古器旧物の調査蒐集や歌文の創作などの文雅の世

界へと愈々深く耽溺していった、陸奥白河藩三代藩主松平定信の旧蔵との伝来を持つ一群の資料を対象として総合的な検証を行い、加えて当該資料と関連すると思われる『弘法大師書流系図』をはじめとするいくつかの入木道書にも論及しつつ、近世後期、とりわけ寛政期前後における入木道書の生成と伝播の諸相を窺おうとするものである。なお、本稿で取り上げる資料の多くは二〇一四年十一月に企画・開催したセンチュリー文化財団寄託品展覧会「書と生きる―江戸人の文雅愛好」に出品したものである。当該展覧会に際して発行したリーフレットにも稿者はそれらの資料の解説文を執筆している。¹⁾とはいえここでは紙幅の制約上細かな考証などに及ぶことを得ず、今回改めて稿

を起こすこととした。以下の論述にはそれらの展示解説と一部に重複する内容（あるいは、その後の調査に基づく修正）が含まれていることをあらかじめ断っておく。

一、センチュリー文化財団蔵『松平定信旧蔵 入木道書一式』の概要と伝来

『松平定信旧蔵入木道書一式』の斯道文庫における請求記号は、七二四二一〇二三一一〜一一。冊子装六冊、卷子装五軸、計十一点の入木道書が一合の箱に収納されている。まずは箱について記述しよう。

箱は木製で被せ蓋式。全面に木地呂漆を塗る。近世後期製作か。青緑色の紐付帯。寸法は縦四〇・二×横二九・八×高さ八・二糎。蓋の表左下及び底面下方中央部の二箇所黒漆を用いて「乘名／用部屋」との文字あり。蓋に貼紙三紙が認められ、「入木道秘書／松平楽翁／旧蔵本」と墨書ある一紙はごく近年のもので、それぞれ「新戸／二」「長格／八／三箱ノ内」との墨書がある二紙はやや古く、近世末から明治期頃のものと思われる（このほか、斯道文庫において付した請求記号を記した貼紙が

あるが省略する）。

右の箱内に以下の十一一点の書物が収められている。便宜上、現状の請求記号の枝番号順に書誌的事項を略記する。

① 森尹祥著『賢聖障子董仲舒賈誼小伝並に書論』

卷子装。一軸。（近世後期）写。（森尹祥）筆。濃茶雲龍紙表紙。紙高三四・七糎。内題・外題共に欠。巻頭識語「尹祥云這小伝時代筆写共以不詳／書体楷行可謂優美」に続いて賢聖障子における董仲舒・賈誼の小伝の双鉤摸写と尹祥の「右筆法師伝以真書可書行を少々帯るは不苦草書は禁之（中略）源尹祥謹記之」云々とある奥書を兼ねた長文の書論から成るが年記欠。

② 『点画法 持明院家伝書』

卷子装。一軸。（近世後期）写。薄藍地水玉文後補表紙。紙高二六・七糎。外題「点画法 持明院家伝書」（墨流紙後補書題簽）。内容は「十二点之変」「雑点之諸変」「散行三十六法」「習学の事」から成る。「右世尊寺家点法悉く埋墨善の法にして額法の筆意なり心を尽して考習ふべきもの也」云々の無署名奥書あり。

③ 『道風百八字形』

卷子装。一軸。(近世後期)写。薄茶地水玉文後補表紙。紙高二七・四糎。外題「道風百八字形」(墨流紙後補書題箋)。双鉤摸写。

④『真行草書口訣』

卷子装。一軸。(近世後期)写。薄茶地水玉文後補表紙。紙高二六・六糎。外題「真行草書口訣」(墨流紙後補書題箋)。内題「真行草書口訣」。

⑤『詩歌書法』

卷子装。一軸。(近世後期)写。(森尹祥)筆。墨流紙後補表紙。紙高二七・三糎。外題「詩歌書法 一」(薄藍地水玉後補書題箋)。本文と同筆で「詩歌書法 一」と墨書ある原題箋と思しき一紙を巻頭に貼る。巻頭識語「此一巻まきもの、書法なり卦(ママ・野カ)引は紙の継目也。紙めへか、らぬ様に書しを伝授とするなり」。「和漢朗詠集」の一部の散し書き例。

⑥『短冊書法』

卷子装。一軸。墨流紙後補表紙。紙高三五・九糎。外題「短冊書法」(薄藍地水玉後補書題箋)。内題欠。「後宇多院宸翰」等と注記ある短冊十五葉の模写。

⑦森尹祥著『武家懷紙端造之事』

長帳綴。横本。一冊。(近世後期)写。森尹祥筆。墨流紙後補表紙。一六・八×二三・四糎。外題欠。内題「武家懷紙端造之事」。印記「志気/美印」(印主・小松茂美)。奥書「此書者以相承一親王大臣家納言家之会准武家之格式述之為愚息公風嫡孫繁充稽古書之本文之中禁詞多有之故雖門人猥不可及他見深藏書窓而可令披覽者也/陸奥冠者義隆二十一代孫/入木道相承源尹祥誌之」。

⑧賀茂保考書『悠紀主基御屏風本文』

袋綴装。大本。一冊。(近世後期)写。薄茶地水玉文後補表紙。二七・五×二〇・一糎。外題「甲斐守保考筆写/悠紀主基御屏風本文」(墨流紙後補書題箋)。共紙内原表紙外題「悠紀主基御屏風本文(甲斐守保考/筆写)」(本文とは別筆)。内題欠。印記「志気/美印」(印主・小松茂美)。天明七年の光格天皇の大嘗祭に用いられた悠紀主基屏風の色紙形の模写。「従儀同様御物受御凶品御目錄写」云々とある一紙付帯(本文とは別筆)。

⑨伝空海著・屋代弘賢校注『執筆法』

袋綴装。大本。一冊。寛政二年序刊。薄茶地水玉文後補表紙。二六・七×一八・七糎。後補表紙外題「高野大師真跡書訣」(墨流紙後補書題箋)。内表紙外題「高野大師真跡書訣」(原刷題箋)。

内題「執筆法」。寛政二年七月二十六日屋代弘賢序。無刊記。賀茂保考説書入あり。「執筆法并附録／他見不許者也／此書入賀茂保考以自筆之本写之」と墨書ある紙片付帯（書入と同筆）。印記「立教館図書印」（印主・桑名藩藩校）「志気／美印」（印主・小松茂美）。

⑩ 「行幸詩歌御会拔書」

長帳綴。横本。一冊。「近世後期」写。「森尹祥」筆。墨流紙後補表紙。一六・四×二三・〇糎。外題・内題共に欠。印記「志気／美印」（印主・小松茂美）。奥書「以上御会諸家にある事故に人数和哥等略之只端作の意味能々相糺し記之畢」。室町期から近世前期にかけての複数の行幸詩歌会・和歌御会等の抜書。

⑪ 森尹祥著「懐紙書法」

長帳綴。横本。一冊。「近世後期」写。「森尹祥」筆。墨流紙後補表紙。一六・四×二二・九糎。外題・内題欠。印記「志気／美印」（印主・小松茂美）。

叙上の書誌的事項に基づき、まずはこれら入木道書群の資料の性格、とりわけ松平定信旧蔵という伝来に関して以下に検証を試みたい。

これら十一本の書物は、①を除き、いずれも表紙及び題簽に同趣の墨流ないし水玉料紙が共通して用いられている。また②⑥及び⑧・⑨の表紙の題簽に書かれた文字は同筆で、しかもいずれの資料の本文の手とも異なる。加えて⑤巻頭に貼られた原題簽と思しき一紙や、⑪の内表紙に貼られた「高野大師真跡書訣」と刷られた原題簽の存在から、この墨流及び水玉料紙を用いた表紙・題簽はいずれも原装ではなく、明らかに改装後のものと判断してよい。ただし改装時期は近年のことではなく近世後期に施された処置であろう。とまれこれらの事実は、少なくとも②③⑪が一具の入木道書としてまとまって一所に伝わったものであることを示している。加えて、桑名藩藩校の蔵書であったことを示す「立教館図書印」の印記が⑨に存し、箱の漆文字「桑名／用部屋」から、これらが桑名藩主松平家の蔵書であったことは疑いないところである。とはいえ、桑名藩松平家の旧蔵書であることが、そのまま定信の旧蔵書であることを意味するわけではない。「入木道秘書／松平楽翁／旧蔵本」と墨書ある箱の貼紙も、既述の通りごく近年のものであって、定信当人との関係をはつきりと示す要素は当該資料群には備わらない²⁴²。念のために述べておくが、定信自身が桑名藩主であったこ

とはなく、文政六年に定信の嫡男定永が白河藩から桑名藩への転封を果たしているものの、定信はその六年後の文政十二年に没している。

そこで注目されるのが、明らかに同一の手で筆写されている①⑤⑦⑩⑪の資料である。これら五点の筆跡は、いずれも幕府書道師範で定信とも交流の深い、持明院流の書家森尹祥（まきよ）のものと目される³⁾。尹祥著『書道訓』（寛政三、四年成）に、

今白川の太守、將軍御補佐の臣として、文武忠孝を諸臣に
はげませ給ひ、ふかくすたれたるを起し、邪をさけ、正
を奉給ひ、少しの暇なきをもいとひ玉はず、寛政初の秋よ
り入木道を好み給ひ、尹祥家伝の書を家士の門人に命じて
写さしめ給ふ、是則太平の御代の上策なり、貴とむべしあ
ふぐべし⁴⁾。

とあって、寛政の初めより定信が家臣に命じて尹祥の所持する入木道書を筆写させていた事実が確認でき、また定信自身、寛政五年十一月には京の持明院家に誓詞を提出しているが⁵⁾、これも恐らくは江戸の地において持明院流入木道を盛んに喧伝していた尹祥の手引きがあつてのことであろう。先に引いた『書道訓』自体、その奥書によれば寛政四年六月下旬に尹祥が定信に

献上したものの由である。

そもそも尹祥は桑名への転封以前の寛政十年三月十四日に五十九歳で没しているのであつて、さらに先述した定信と尹祥との関係の近しさに鑑みても、少なくとも①⑤⑦⑩⑪に関しては尹祥が定信へと直接献上したものである可能性が高い。だとすれば、これらの資料群は定信から定永へと受け継がれた、桑名松平家の蔵書の一部ということになるか。傍証として定信旧蔵書に円印「桑名」が捺されているものが多く遺存することを言い添えておこう。⑨にのみ藩校の印記がある理由は、恐らく刊本であるがゆえに藩校の蔵書として利用された時期があり、その折に捺されたものと考えておく。

二、森尹祥筆写本に関する諸問題

先に①⑤⑦⑩⑪の五点の写本に関して、持明院流の書家森尹祥が定信のために作製したものであると推定した。とはいえ、これらの資料はいずれも筆写時期を特定できるような奥書を有しておらず、各々の成立事情などは依然として不分明である。ただし、①の尹祥著『賢聖障子童仲舒賈誼小伝並に書論』に

関しては、ある程度まで成立時期を限定することができる。

先述の通り、同書は紫宸殿の賢聖障子上部を飾る色紙形に書かれる董仲舒・賈誼の銘及び小伝の双鉤摸写に、尹祥が長文の書論風奥書を付したものであるが、当該奥書の末尾近くに「尹祥は古伝を深く信じて岡本甲斐守保考に一年先達而尾張重相公の御屏風の小伝をは古法を以て書たる也」との一文がある。すなわち尹祥は、復古様式での造営で知られる寛政度内裏の賢聖障子の色紙形に小伝を揮毫した書博士賀茂（岡本）保考に一年先んじて、尾張徳川家の要請で屏風に仕立てられた賢聖像の小伝を書いたのだと述べているわけである。こうした尹祥の言からは保考に対する先鋭な対抗意識を看取することができるが、そのことについては後述することとし、ここでは尹祥が述べている事実の検証に進みたい。

センチユリー文化財団蔵『賢聖障子東西間小伝事蹟』^⑥は寛政度内裏の賢聖障子銘に関する記録だが同書の、

賢聖障子小伝色紙形泥絵 住吉内記画之

小伝 寛政六年冬十月書博士保考書之

同年閏十一月廿三日被押之

との記事から、保考が銘及び小伝を認めたのは寛政六年十月の

こととわかる。なお同書によれば小伝の本文自体は文章博士であった高辻福長と五条為徳の両者が寛政二年十月にはすでに勘申を済ませていて、保考がそれを色紙形に実際に揮毫するまでには実に四年もの間隔があったことになるが、この間の事情については後節で述べる。さて、この保考に一年先んじたというのだから、尹祥が尾張徳川家の要請で賢聖銘を書いた時期は寛政五年ということになる。事実、寛政六年正月の年記ある柴野栗山『紫宸殿賢聖障子画摸本屏風記』（徳川美術館蔵）の「今使住吉広行板谷広当摸取一本、森尹祥題辞其首装為八曲屏四帖以蔵焉」云々とある記事に基づき、尾張徳川家九代当主宗睦の意向で製作された賢聖障子の摸本の銘を森尹祥が揮毫したこと、同じく徳川宗睦の発案で製作された名古屋東照宮所蔵『東照宮縁起絵巻』の詞書の執筆もまた尹祥が務めており、尾張藩家老成瀬正典による寛政六年六月の年記ある当該絵巻の奥書に「去年も此との、賢聖障子のうつしの色紙かたをもか、せられし人なり」との尹祥に関する言及があるとの指摘が鎌田純子によってなされている。^⑦以上より①の成立時期を、保考が小伝を認めた寛政六年末から、尹祥が没する寛政十年三月までに狭めることができようが、とはいえこれ以上の時期の特定は現時点では

難しく、後考を俟つ次第である。

また尹祥筆写本のうち⑦⑩⑪はそれぞれ内容上の関連性が強い。まず⑦の尹祥著『武家懐紙端造之事』は主に武家における和歌懐紙及び歌会作法について記したものであるが、その中に次のような記事がある。

社人の官位の事、懐紙には無詮事也（朱頭書・此一件ハ関東之御議定ヲ貴重而述之）。懐紙は官次第にかさぬれ共御旗本無官の面々、（傍記・権門へ伺公の時）何程小祿にても客の会釈也。社人は或正三位、又正四位下公古か類にても参上也。故に開門なき也。先年忠以朝臣の会（朱頭書・忠以朝臣ハ従四位下、公古ハ正四位下也）に公古出席懐紙あり。尹祥にかさぬへきよし也。尹祥いはく、位の順に候へは主人の上也。左には不可成。尹祥小祿といへ共権門へ伺候の時は客也。公古は参上故に一席には不居也。然時は正四位下にもあれ、尹祥か上座は不成。千蔭（朱傍記・町与力也）などか上にをき可然旨申てかさねし也。是等は末席にて正四位下も如何の事也。宇佐公古とのみ有。広くすへての社人此趣に可有覚悟。小祿といへとも御紋着用の面々御威光右のとし。夫を不案内の社人、僧、医師、隠

居等、小祿の御旗本へ失礼する族、間々有之。黑白は権門へ伺公の時、分明也。

右は江戸において武家が主催する歌会での序列について述べたものである。通例の歌会作法では官位の低い順に下から懐紙を重ねてゆくわけだが、官位を持つ社家と無官の旗本とが同席した際、いかにして序列を決めるのかについて、尹祥は大名家など権門の邸宅へ伺候する際の扱いに準じて対処すべきであるとしている。すなわち旗本ならば無官でも正式な客として迎えられるが、社家の場合はたとえ三位や四位であっても客として扱われることはなく、あくまで参上申し上げるといふ形をとるために開門もないのだから、おのずと序列は明らかなのだというのである。さらに尹祥は姫路藩主で尹祥の書の門弟でもあった酒井忠以主催の歌会において宇佐大宮司の到津公古と同席した折の出来事として、尹祥の懐紙の上に正四位下の公古の懐紙が重ねられようとした際、官位順では公古は主人の忠以（官位は従四位下）より上となってしまうのだし、先述の権門への伺候の際の扱いからすれば幕臣たる尹祥より公古の序列が上であってはならず、町与力の橘千蔭などの上あたりが適当なのであって、懐紙の署名にも官位は記さず姓名のみとすべきであると主

張したというエピソードを紹介している。

右の記事は、さまざまな階層が入り交じって構成されていた当時の江戸歌壇にあつて、とくに官位を有するがゆえに扱いはいささか厄介である社家と武家の序列について一定の指針を示した、至つて実践的なものといふことができよう。徳川幕府内における武家の序列を朝廷の発給する官位の序列に優越させている点など、本書が江戸の武家向けに特化した入木道書として執筆されていることは明白である。なおこの忠以主催の歌会の開催時期は、到津公古が正四位下に叙されたのが天明三年二月二日であり、また酒井忠以は寛政二年七月に没していることから、その間のいずれかではあろうがいま特定する材料を持たない。

さて、右と一連のものと思しい記事が⑩『懐紙書法』にも見える。尹祥は同書で、江戸にて武家が主催する歌会においては御三家・御三卿を親王、老中を撰関家、国持衆を大臣、城主を大中納言、平大名を参議、万石以下・御目見以上・小禄共を殿上人、御目見以下を地下人にそれぞれ準えて序列を決すべき旨を述べた後、

中原大外記、地下官人の棟梁なれとも御老若へは参上也。

開門無之。すへて御目見以下乃会见也。尹祥眼前に見聞す

る所也。御旗奉行笹本忠省朝臣にても開門せず。酒も呑てさへなしよし。尹祥へ直談也。前に述る東都地下人を御目見以下に准せし。尹祥所存不相当か。如何如何。

と、自説の妥当性を、老中及び若年寄の許へ伺候する際に地下官人の押小路(中原)師資と、御目見以下の御家人笹本忠省との扱いが同列であつたという事例に求めている。

かく見てくれば、⑦と⑩は共に江戸での武家主催の歌会作法はいかにあるべきかについて具体例を紹介しつつひとつの指針を示そうとした書物と受け止めることができるだろうが、こうした内容での近さのみならず形態面においても共に長帳綴で寸法も極めて近い。その上で同趣の長帳綴で寸法も近い⑩『行幸詩歌御会懐紙』に目を転じてみると、一見雑然とした歌会記録の抜書にも見える該書も、そこに記されているのは足利将軍らと皇族・公卿とが共に出詠した歌会や天正十六年四月の聚楽第への後陽成院行幸の折の歌会における秀吉らの和歌懐紙の模写などであつて、明らかに武家主催の歌会における懐紙書法の参考例として編纂されたものと見做すほかない。以上より、⑦⑩⑪の三点は定信に献上すべく尹祥がほぼ同時期に筆写したものと考えてよからう。

残る⑤『詩歌書法』に関しては遺憾ながら成立時期を推定するための手掛かりを見出すことができなかった。ただ現状の料紙（いずれも楮紙）の風合や文字の筆致などから①⑤⑦⑩⑪の五点の筆写時期が大きく隔たつているとは考えにくく、唯一その成立時期を限定できる①に基づいて、ほかの四点も同様に寛政六年末から寛政十年三月頃のいずれかの時期に成つたものと、とりあえずは推定しておくことにしたい。だとすればこれらは定信が將軍補佐ならびに老中職を退いた寛政五年七月二十三日以後に尹祥が献上した入木道書（あるいはその一部）ということになるうか。いずれにせよ既述の通り同年十一月に定信は持明院家に誓詞を提出し、正式に入門の札を執つていたのであるから、この時期に定信が入木道に深い関心を抱いていたことは疑いないところである。

三、田安德川家蔵入木道資料との関係

森尹祥の筆写本と目される叙上の五点以外に目を転じたい。残る六点はいずれも入木道書であることには変わりないが、⑧⑨が共に賀茂保考に関係する資料であることを除けば内容自体

にはさして共通点を認められず、本文の筆跡もまちまちである。ただ、これら六点のうちの四点について、その親本と認められる写本を見出し得た。興味深いことに、それらはいずれも現在国文学研究資料館に田藩文庫の名称で現蔵されている田安德川家旧蔵の入木道書中に含まれているのである。

まず②『点画法 持明院家伝書』は田藩文庫蔵『十二点之変習学之事』⁽¹⁾に基づく忠実な摸写本である。ただし田藩文庫本にのみ、末尾に「此一巻者白河少将以為厚志持明院少将之所受也 寛政丙辰年六月 源（花押「定国」）」との伊豫松山藩主松平定国の奥書を有する。「白河少将」は定信のことであるから、田藩文庫本は定信が持明院基敦より授かつた伝書に寛政八年六月に定国が奥書を付したものである。なおこの定国奥書は本文とは筆跡が異なっていることから自筆と見られる。

続いて田藩文庫蔵『百八字形』⁽²⁾は③『道風百八字形』と字体や一行あたりの字配などかたがた一致する一本だが、③は明らかに筆勢が弱く、間々誤字が見られる。このことから、③は田藩文庫本を臨写したものと考えられる。

田藩文庫蔵『真行草書口訣』⁽³⁾も④『真行草書口訣』と字体・字配が一致する。こちらも筆勢などから推して④は田藩文庫本

に基づく摸写と判断される。田藩文庫本の表紙に「持明院基教卿より到来」と墨書(本文とは別筆)とあることから、田藩文庫本の筆は基教のものか。

田藩文庫蔵『悠紀主基御屏風本文 悠紀主基御屏風色紙和歌』¹⁴は天明七年の大嘗祭の折に製作された悠紀主基御屏風における色紙形の摸写で、第一冊に賀茂保考書の本文、第二冊に持明院宗時書の和歌を収める。^⑧『悠紀主基御屏風本文』はその筆勢や料紙が薄手であることなどから判断して、この田藩文庫本の第一冊を透き写しにしたものと目される。なお田藩文庫中には『悠紀主基本文色紙形草案』¹⁵なる同趣の一本もあるが、色紙形の彩色注記の位置など種々の相違があつて^⑧との直接的な関係は認めがたい。

このように定信旧蔵の入木道書の中に田安德川家旧蔵書を直接に臨写したと見做し得るものが複数認められる事実をどのように捉えたらよいだろうか。田藩文庫に含まれる入木道書の基幹を成しているのは世尊寺流及び持明院流の伝書で、前者は五十点、後者は百十七点に及び、さらにこの両者に属さないものをも含めると総数は二百点を超す。¹⁷当該コレクションの形成過程に関しては、奥書類の検討に基づき、田安宗武の六男として

生まれ、後に伊豫松山藩主の松平家へと養子に入った松平定国が森尹祥・屋代弘賢・賀茂保考・橋本経亮らを通じて蒐集していたものが、田安德川家三代斉匡の時代に何らかの経緯で田安家にもたらされたものであるとの指摘が鈴木淳によってなされている。¹⁸本稿で検討している松平定信もまた、田安宗武の七男として出生し、陸奥白河藩松平定邦の養子となった人物であることは周知の通りであろう。すなわち、先に認められた四対の臨写関係は、定信と定国という共に田安家に出自を持つ血縁間での入木道書蒐集活動の痕跡を留めたものと解釈することができるのである。

とりわけ先掲の田藩文庫蔵『十二点之変 習学之事』における松平定国の自筆奥書は注目すべきもので、同書がもともと持明院基教から定信が授かった伝書で、それを定国へと譲渡したものであったことはここに明らかである。となると^②は定信が該書を定国に譲る直前に作製した複本ということになるのではなかろうか。^②が定国奥書を欠く理由も、複本の作製が定国奥書の付された寛政八年六月以前に行われたためであると考えれば辻褄が合う。ほかの^③^④^⑧の三点も、恐らくは同様の経緯で寛政八年前後に定信側で作製した複本であった可能性が高い。

田安德川家旧蔵の入木道書には、従来指摘があつた定国旧蔵本のみならず、その兄弟である松平定信の旧蔵本もまた一定数含まれていると考えて良からう。

さらにいえば、先述の田藩文庫蔵『悠紀主基御屏風本文 悠紀主基御屏風色紙和歌』の第一冊は⑧『悠紀主基御屏風本文』と全く同趣の薄茶地水玉文表紙であり、装訂における一致も認められる。先述の通り、このセンチური文化財団蔵『松平定信旧蔵入木道書一式』は、①を除いて表紙及び題簽に水玉文ないしは墨流し料紙が等しく用いられているが、田藩文庫に含まれる入木道書にも水玉文及び墨流し料紙を表紙に用いたものが少なくない。どちらも表紙意匠として決して珍しくはないものながら、叙上の定信と定国の動向に鑑みて、これらの表紙及び題簽は、両者の間で入木道書の譲渡及び複本の作製が行われた際（寛政八年頃か）に一括して付されたものかとも考えられるのであるが、いかがであろうか。

四、『弘法大師書流系図』という偽書

ところで『松平定信旧蔵入木道書一式』に含まれる上記の四

点以外にも、センチური文化財団所蔵資料の中にはいまひとつ田安德川家旧蔵の入木道資料と密接な関係にある書物がある。『弘法大師書流系図』のセンチური文化財団蔵本（以下、後述する印記に基づいて「松山文庫本」と呼称）と田藩文庫本とがそれで、筆勢から判断して恐らく田藩文庫本に基づいて松山文庫本が製作されたものと思われるが、一見しただけでは見分けがつかないほどに筆画のひとつひとつにまで配慮が行き届いた、極めて精巧な模写がなされている。この二本の詳細について検討に及ぶ前に、まずはこの『弘法大師書流系図』という書物自体の概略を先行研究を踏まえながら記しておく。

該書は後漢の蔡邕を始原に置き、唐の韓方明を介して本邦の弘法大師空海へ、さらには空海を含めた三筆から三蹟へと線を引き、行成以下の世尊寺家歴代を十五代行豊まで、また行房から分岐させて尊円法親王以下の青蓮院流を五代まで載せる一方で、公任からその息定頼へ、定頼から二十代を経て曾我孝成・飯河秋共・藤木成定・藤木敦直以下の近世期の大師流へと至る書流の道統を描いた系図で、はやく『日本書画苑』¹⁹及び小笹喜三『書道大師流綜考』²⁰の翻字により書道史上の資料として広く知られているものである。ただ、その一方でこの『弘法大師書

流系図」についてはその成立経緯にたびたび疑義が呈されてきた。

後述のごとく諸本によつて若干の出入りはあるものの、巻頭に慶長十八年の舟橋秀賢序が置かれ、系図の途上に長久二年九月の藤原定頼奥書、無年記の飯河秋共奥書、慶安二年三月二十二日の藤木敦直奥書、万治元年十一月二十一日の沙門実源（寂源）奥書などが挿入されているのだが、それら複数の奥書類に書かれていることをひとまず文字通りに受け止めて本書の成立過程をあらあら整理すると以下のようなふうになる。

その原型は平安中期の長久二年、藤原定頼の編にかかるとして、そこに複数の人物の手で増補がなされてゆき、室町末期から近世初頭に至つて大師流のみならず世尊寺流・青蓮院流の伝授をも得た飯河秋共が加筆したものが上智茂社社家の藤木成定・藤木敦直へと相伝されていったのだが、当該系図を敦直から伝授された本庄道芳が徳川家光の命によつて江戸へ下向する運びとなり、同書の堙滅を恐れた敦直は道芳と相議の上、慶安二年、その複本を製作し自身の許へ留め置いたのだという。敦直の危惧した通り、道芳の許にあった原本は明暦三年の江戸大火のために失われるに至るが、万治元年、寂源が父敦直の遺品の中から叙上の複本を発見するに至つたのだという。寂源の後は松井

半平道輔（小田原藩主越智正則の家臣）などの一部を除き、概ね京洛の大師流の人々の名が続いており、その後も彼らによつて相伝されていった書物であることを匂わせている。

以上、何とも仰々しい伝来が謳われているが、果たせるかな、つとに黒板勝美が元の鄭杓『衍極』所収の書法伝流の図と『弘法大師書流系図』の蔡邕から韓方明までの系図が大略同一であることなどから、

されば韓方明に就いて大師が書法を学ばれたといふのは、また正確なる根拠を有するのではなく、恐らく鄭杓（ていせき）などの伝統系図が日本に輸入せられた後に、丁度大師の時代が韓方明に当るので、支那から日本へ伝統を附くるに就て、こゝに大師を韓方明の弟子とし、我が国に於ける書道の伝統系図なるものを作つたのである。そしてその作者としてまた公任卿の子であつた定頼が引張り出されたのであらう。

云々と、当該系図を後世の偽書であるとしており、神田喜一郎もこの黒板の指摘を踏まえつつ、その鄭杓『衍極』所収の系図が、近世期の和刻本『内閣秘伝字府』に引かれている旨を述べ、そんなもの（『内閣秘伝字府』のこと・論者注）に引いている鄭杓の書法伝授の図を採つたのではあるまいか、とも

疑われる。何故ならば弘法大師書流系図には、慶安二年(1649)の加茂敦直の増補の跋があつて、その頃にそもそも弘法大師書流系図が作りあげられたと考えられないではないからである。

と、成立時期を敦直の時代のことかと推定している⁽²²⁾。また小松茂美は『衍極』所収系図との関係のみならず『弘法大師書流系図』の内容を仔細に検討し、

結局、この系図は(A)(舟橋秀賢序のこと・論者注)の内容が示す通り、当時書道の興隆につれて、賀茂流の一派が、自家の權威を保持するために『衍極』の書法伝流図を自家葉籠中のものとして、さらに入念な増補修訂の手を加えて、粒々苦心の末に作り上げたのが、この系図だといつても過言ではあるまい。

と結論付けている⁽²³⁾。

これらの先行論の所説は全面的に首肯すべきもので、『弘法大師書流系図』を近世以前に成立したものと見做すことはもはや不可能である。当該系図が近世期に製作された偽書であることは動くまいが、とはいえひとくちに近世期といつてもその指し示す範囲は極めて広い。上掲の先行論においても、当該系図

が果たして近世期のどの時点で成立し、またそれは誰の手によつて成されたのかという点については、いささか曖昧なままに置かれていたというのが現状かと思われる。実のところ本稿が問題としている田藩文庫本と松山文庫本との関係について考察する上でもこれは看過しがたい問題である。というのも結論から述べてしまえば、田藩文庫本と松山文庫本は当該系図が現在知られているような形態として成立して間もない時期の写本と目されるものであるからである。以下、やや迂遠な手続きを経ることになるが、『弘法大師書流系図』の諸本を整理しつつ改めてその成立経緯について検証してみたい。

五、『弘法大師書流系図』の諸本

管見に及んだ『弘法大師書流系図』の諸本は十一本⁽²⁴⁾。それらは系図末尾が賀茂保考で終わるA無増補本系統と、保考以降が追補されているB増補本系統の二つに大別できる。以下、各系統の諸本を列挙しつつ書誌事項などを略述してゆくが、論述の便宜上、私に諸本の通称を付し、また上述の舟橋秀賢序及び系図途上に見える諸家の奥書については余りに煩瑣となるため逐

一記述せず、それらを欠く場合やまたは独自の奥書等を有する場合にはその旨を注記する形をとった。

A無増補本系統

①松山文庫本 センチュリー文化財団蔵(斯道文庫寄託)

卷子装。一軸。(近世後期)写。原表紙の横刷毛目表紙に近代後補唐草紋綴子表紙を付す。紙高三三・四裡。外題「甲斐流／書法系図」(原表紙・打付書)、「甲斐流／書法系図」(近代後補綴子表紙・有題簽)。序題ナシ。内題「弘法大師書流系図」。

奥書「この一卷は入木道の秘中の秘たるものもある人の伝へしをひそかにかりて半時はかりみるかうちにうつしと、めたり／経亮」。印記「松山文庫」。近代後補の木箱あり。箱書「甲斐流書法系図 一卷」。箱貼紙「甲斐流書法系図／経亮写」(第「剝落」倉庫 階／「剝落」硝第六番／六四号)。小松茂美旧蔵。次の田藩文庫本に基づく精巧な臨摸本。小松茂美『日本書流全史』上巻三八五頁以下の『弘法大師書流系図』の翻印の底本。

小松茂美編『二玄社版日本書道辞典』(二玄社、一九八七)附録「日本書流系図」所収の翻印も同様である。請求記号セ二四

二一〇二七。

②田藩文庫本 国文学研究資料館蔵

卷子装。一軸。(近世後期)写。草花文刷付表紙。紙高三三・七裡。外題「甲斐流／書法系図」(打付書)。序題ナシ。内題「弘法大師書流系図」。奥書「この一卷は入木道の秘中の秘たるものもある人の伝へしをひそかにかりて半時はかりみるかうちにうつしと、めたり／経亮」。印記「献英楼圖書記」「田安府芸台印」。請求記号一五一七九一。

③神宮文庫本

袋綴装。大本一冊。天保九年荒木田興平写。已撃空押艶出藍色表紙。二六・〇×一七・三裡。外題「弘法大師書流系図」(左肩打付書)。序題「入木道相承系図」。内題「弘法大師書流系図」。印記「風篁亭」(印主・荒木田興平)「御巫書藏」(印主・御巫清直)。奥書「右弘法大師書流系図一卷及時老人志毛井左大夫光雲所相伝甲午仲秋俾予臨写之原本間有伝写之訛姑存不改老人乃云自為之跋然不遂果而病歿可謂遺憾矣於是予聊筆片言以示後之同士／天保九年戊戌十月十日／從五位上 荒木田興平(印「興平／之印」)「□齋」)。志毛井光雲は伊勢の御師か。請求記号一〇門二二一四番。

④静嘉堂文庫本甲

卷子装。二軸。〔近世後期〕山田以文写。柿渋色近代後補表紙。

紙高三四・二糎。外題「書法系図 別附入木道来由注進 共二

〔近代のもの〕。内題「弘法大師書流系図」。本紙端裏に「書法

系図 入木道来由注進一紙附 錦所藏」と山田以文筆の墨書あ

り。一軸は「弘法大師書流系図」、もう一軸は藤木敦直の孫司

直の『入木道注進』を収める。奥書「寛政十一己未之冬懇乞故

司直従子賀茂直矢叟写焉可深藏笥底也／保角識」「右以保角縣

主秘本書写訖无可秘藏也／藤原以文」(以上、「弘法大師書流系

図」末尾)、「庚子春散位従五位上司直注進」「右以保角縣主本

書写訖 藤原以文」(以上、「入木道注進」末尾)。山田以文旧蔵。

整理資料名「書法系図」。巻頭の舟橋秀賢序の字配が松山文庫

本・田藩文庫本と一致していることから、共通の親本に基づい

て製作された転写本と目される(系図本文の字配は必ずしも一

致しない)。請求記号丙一函一架。

⑤ 佐々木孝浩氏蔵本

仮綴装。横本一冊。〔近世末期〕写。共紙表紙。一四・九×

二〇・七。外題欠。内題「弘法大師書流系図」。

⑥ 忠良本 センチュリー文化財団蔵(斯道文庫寄託)

仮綴装。特大本一冊。〔近世末期〕写。共紙表紙。三一・四

×二二・〇糎。外題「弘法大師書流系図」(左肩打付書)。表紙

右下に「忠良」と本文と同筆の墨書あり。内題「弘法大師書流

系図」。舟橋秀賢序並びに奥書・識語類を一切欠くほか、人名

注記もやや簡略で、他本では大師流の道統の中に組み込まれて

いる藤原行成以降の世尊寺家歴代及び尊円親王に始まる青蓮院

流の系図部分を欠いており、裏表紙に貼られた別紙に別途その

系図が立てられているなど、ほかの無増補本に比して極めて独

自の要素を持つ。小松茂美旧蔵。請求記号セ二〇二一〇五一。

B 増補本系統

① 吉阪秀峻本 センチュリー文化財団蔵(斯道文庫寄託)

卷子装。一軸。文政十三年吉阪秀峻写。草花唐草文緞子表紙。

紙高三〇・二糎。外題欠。序題「入木道相承系図」。内題「弘

法大師書流系図」。大炊御門家考から吉田道可・泰明(妙善寺

第十一世住)・秀峻(吉阪又右衛門・以下切り取り跡あり)・敬

信(男邦三・「承之」と注記あり)へと至る増補あり。奥書「文

政十三年八月廿一日謹書写畢／吉阪又右衛門／秀峻(花押)」。

小松茂美旧蔵。請求記号セ〇〇〇一〇三三。

② 静嘉堂文庫本乙

袋綴装。大本一冊。〔近世末明治初〕写。黄肌色無地表紙。

二七・一×一八・九糎。外題「書博士系譜」(左肩打付書)。印記「松井藏書」。賀茂保考から愛徳・胡保までの系譜が増補されている。整理署名「書博士系譜」。請求記号五三二函一架二三九三三番。

③大東急記念文庫本

折本。一帖。(近世末明治初)写。草花文綴子表紙。外題「野山大師書流系図」(左肩無辺題箋)。二一・二×八・三糎。序題欠。内題「弘法大師書流系図」。保考から花山院愛徳・山口行厚・岡本氏足(氏祥)の三名に分岐する流れ、また保考から岡本胡保を経て岡本保誠と花山院家厚の二名へ分岐する流れが増補されている。

④早稲田大学図書館本

袋綴装。半紙本一冊。(明治末)写。薄茶格子刷目模様表紙。二三・五×一六・一糎。外題「弘法大師書流系図 全」(左肩单边題箋)。版心下部に「国書刊行会」と刷った原稿用紙を用う。帙に「弘法大師書流系図 国書刊行会原稿」と墨書ある題箋貼付。印記「国書刊行会/□定本」、「早稲田大学図書」、明治四十一年二月二十四日の受入印あり。卷末識語「清原秋共の遺訓書及び寂源の附託状といふものありみなこゝに挙てしるすへき

ものなれと後に得つるをもて臨池温故(下/卷)に掲載せられ、こゝに参照して考証に供ふへし」(以下不要)と朱書ある付箋貼付)。本文に朱訂あり、訂正後の本文が『日本書画苑』本と悉く一致することから、その草稿と見てよい。第一丁表のノド下方に「一月廿二日」と墨書があり、続く「山田」との丸印は山田安榮のものか。『日本書画苑』本と同様に舟橋賢秀序文欠。請求記号子六一二二九一。

⑤横井北泉本 センチュリー文化財団蔵(斯道文庫寄託)

卷子装。一軸。(明治末大正期)写。金茶色布表紙。紙高二七・四糎。無外題。内題「書法伝承略系」。奥書「是北泉翁伝入木道四十六世正統於余之時所賜系図也小笹氏亦欲修此道来需之依而授焉希執持单伝益使系図為兼饌也」/昭和十一年三月□七/入木道四十六世吉阪敬信(印記「務古」)/病中左手書之/時年八十七」。保考から愛徳・胡保・家厚・保誠と続く系譜、また保考から枝分かれして行厚・氏祥・佐々木康綱・三善永孝・佐々木包綱・横井北泉・吉阪敬信と続く流れが増補されている。吉阪敬信は吉阪秀峻本の筆写者の息。小笹喜三宛葉書付帯。小笹喜三・小松茂美旧蔵。請求記号七二四八一〇二六。

右記の通り「弘法大師書流系図」の現存諸本十一本の中に近世後半以前に遡る写本は一点も存在しない。正確な書写時期は未詳だが、無増補本系統の中では田藩文庫本ならびにその忠実な摸写本である松山文庫本、そして山田以文旧蔵の静嘉堂文庫本甲という三本が比較的早い時期のもので見てよいが、後述するように、いずれも寛政年間以前に遡るものではない。また当該系図が世上に流布し始めたのは、賀茂保考が大師流の相伝者としての地位にあつた時期、つまりどれだけでも書博士への任官があつた安永八年十月九日以降であることは、無増補本系統の系図末尾に彼の名が置かれている点からみて間違いない。増補本系統に関しては本稿で論点から外れてしまうため深く立ち入ることはしないが、大師流の各派において十九世紀以降それぞれ独自の補訂がなされていった様子が見て取れよう。

さて、右記の諸本のうち松山文庫本については、該書の旧蔵者でもある小松茂美がその著『日本書流全史』Ⅶ-2「弘法大師書流系図」において、該書が何らかの原本を臨摸したものであることを指摘した上で、「字粒は大ぶりで、記載の体裁も極めて整然としており、依拠した原本が極めて優秀であつたことを物語っている」とし、「筆跡から推して江戸中期を下るもの

ではなく、「この系図の最善本と考えられる」という評価を与え、該書に基づく翻印を掲げている⁽²⁵⁾。ただし松山文庫本の原本にあたる田藩文庫本が出現したことで、この評価についても再検討を要するであろう。

まず筆写時期について。田藩文庫本・松山文庫本双方の奥書に見える「経亮」は梅宮社祀官にして非蔵人をも兼ねた近世後期の和学者橋本経亮のこと。ただし両書とも経亮の筆跡とは認めがたく、経亮筆写本からの転写本と見るべきである。この経亮奥書は年記を欠くが、系図末尾に置かれた賀茂保考と経亮との接点⁽²⁶⁾が確認できるのが寛政後半から享和年間にかけてであることから、経亮奥書もやはりその頃のものとしてよく、その経亮筆写本を転写した両書は早くとも寛政後半以降の写本と見做すのが妥当であろう。

さらに松山文庫本が田藩文庫本に基づく臨写本であるという事実は、田安家と何らかの縁を持つ人物によって松山文庫本が製作されたことを窺わせる。となれば、松山文庫本に捺された蔵書印「松山文庫」の印主として最も適当なのは、田藩文庫現蔵の入木道資料の大半の旧蔵者であり、伊豫松山藩主であつた松平定国（ないしは松山藩松平家）以外には考えにくい。恐ら

く松山文庫本は定国が原本を田安家に収める際に製作を命じた複本のではなからうか。

それにしても、定国はこの橋本経亮の奥書を有する『弘法大師書流系図』をいかにして入手したのであろうか。その手掛かりとなるように思われるのが以下の二つの奥書である。東京大学総合図書館所蔵『雅亮装束抄』の奥書の一部に、

此書者

大文中納言源宗武卿校考也。従官因長野清良乞需写之以為秘藏子孫永不可出門戸者也矣

寛政二歳次庚戌春正月晦 源定国（花押）

この校考したまひし御本、定国朝臣もてのほり給ひ伏見の里にてたいめ給時、かしたまふを、まろか本に書加へし也

寛政五年八月 経亮

とあり、また、高倉永綱『永綱装束抄』の早稲大学図書館蔵本²⁸の奥書の一部に、

右之一冊者長野清良乞需而写之以為秘藏子孫永不化出門戸者也矣

寛政二年歳次庚戌春二月 源定国（花押）

いよの国松山をこしはきたまふ君のかしたまふをうつし

と、めたり

あかき墨もてかきつけしはわたくしの異本と校合せし也

経亮

とある。後者は無年記であるが、先の『雅亮装束抄』とほぼ同時期のものであろう。両者の関係がいかなる機縁によるものかは未詳だが、これらの奥書からは、定国が田安德川家の用人長野清良を介して入手した田安家所蔵の装束書を経亮に貸し与えていた事実が確認でき、しかもその時期はやはり寛政期なのである。『弘法大師書流系図』も大方こうした寛政期頃より始まる両者の交流の中で経亮を介して定国の許にもたらされたものと見える。

松山文庫本と田藩文庫本の本文についてはどうであろうか。経亮奥書は「ある人」の本を密かに借りて卒爾に写した旨を記しているが、斯様なものをもとに製作したにしては、松山文庫本と田藩文庫本はどちらも謹直な筆致の、実に堂々たる浄書本である。ただ、そうした本としての外面的な整然さの一方で、その本文には誤脱も間々見られる。例えば系図中で寂源の門弟とされる道輔こと松井半平の肩付「小田原侍從智正家臣／板井半平祝髮号拙齋」は、正しくは「小田原侍從越智正則家臣

／松、井半平祝髮号拙齋」でなくてはなるまい。⁽²⁹⁾ 静嘉堂文庫本乙や佐々木孝浩氏蔵本などこの部分に誤脱のない諸本も少なくないことから、松山文庫本と田藩文庫本及びその親本たる経亮筆写本の本文は必ずしも良質なものとはいえず、この二本の字粒の大きさや記載の整然さは、結局のところ松平定国という大名が製作した浄書本である点に由来するもので、本文の質とはある程度まで切り離して考える必要があると思われる。⁽³⁰⁾

六、『弘法大師書流系図』と賀茂保考

以上、縷々述べてきたが、ここで改めて確認しておきたいのは、現存諸本に基づくかぎり『弘法大師書流系図』なる書物が寛政期以前に存在していたことを示す確たる証拠が、当該系図の序と奥書以外には何ら見出すことができないという点である。静嘉堂文庫本甲には藤木司直の甥で賀茂社の祀官賀茂直矢の所蔵本を寛政十一年に同族の賀茂保角が書写した旨の本奥書があり、賀茂社社家の間ではこの頃には存在が知られていたらしいのだが、それ以前に該書そのものについて言及した文献は何ら管見に及ばない。そこで注目されるのが『弘法大師書流系図』

の原型と思しき以下の二点の資料である。

ひとつはセンチュリー文化財団の所蔵する、近衛家の青侍を代々務めた中原家伝来の資料群に含まれている卷子本一軸である。⁽³¹⁾ 同書は近衛家諸大夫の佐竹重勝が寛政五年に藤木司直の關係資料二点を合写したもので、前半は司直が自家の書流の由来について記した無題の文章、⁽³²⁾ 後半は「弘法大師書流相承系図」と題した系図から成るのだが、注目すべきは後者である（以後、便宜上当該系図を「佐竹重勝本」と呼称）。この佐竹重勝本は『弘法大師書流系図』と同様に蔡邕を起点とした書流の道統を描いたもので、肩付がかなり簡素であるものの、系図自体はほぼ完全に『弘法大師書流系図』と一致している。ただし大きな相違点として以下の三点が挙げられる。第一に系図末尾が賀茂保考の二代前にあたる藤木司直までで一旦終わり、司直からさらに線を引いて『弘法大師書流系図』には見えない中原重行の名が追記されている点。第二に『弘法大師書流系図』が備えていた序文と系図途上の奥書を一切欠いている点。第三に『弘法大師書流系図』では飯河秋共を介して近世の大師流の道統へと組み込まれるような形で記されていた藤原行成以降の世尊寺家歴代及び尊円親王に始まる青蓮院流の系図が末尾に独立して立

てられている点。⁽³³⁾さらに同書の巻末には次のごとき奥書がある。

右為入木道書家系図、乃書博士藤木賀茂原主司直所自書、
而実為柳筈家乃秘藏也、今得借觀而既撰寫之、我曾祖父經
興（割書・初重行、後改經興）、嘗学於司直、々々欲尽伝
其法於經興、而未果、亡幾經興先而逝矣、司直痛惜不已、
因有水荃詠、（割書・吾道者絶去平城志水荃廻蹟父可踏君
乎斯遺而）今閱此系図、本系以朱掛之、而以墨掛經興於司
直下、此乃所以欲伝其法於經興者焉乎、惜哉其早於世也、
爾後歷五十余年、而我家君重威、受其法於大炊御門前右大
臣家孝公、良有由哉、仍并記之、以為跋、寛政五癸丑八月
重勝書

この奥書を書いた佐竹重勝は、文中に見える近衛家諸大夫にし
て書博士兼甲斐守であった佐竹重威の息であるが、彼によれば
本書の親本は柳筈家秘藏の藤木司直による筆写本で、寛政五年
八月、該書に基づいて模写を行い、さらにそこへ司直の高弟と
して将来を嘱望されながらも早世した曾祖父中原重行の名を書
き加えたのだという。⁽³⁴⁾

いまひとつは賀茂保考が寛政八年七月に執筆したとの奥書を
持つ国文学研究資料館田藩文庫蔵「世尊寺家略系以下之事」⁽³⁵⁾で

ある。同書は保考が入木道の各流派の由来等について略述した
ものであるが、その巻頭に見える系図は、『弘法大師書流系図』
での行成から世尊寺家及び青蓮院流に至る部分とそれに続く飯
河秋共奥書、さらにその秋共から保考に至るまでの系図の幹と
なる部分だけをちよと抜き書きしたような趣のもので、肩付
の文言まで概ね一致している。ところで、この『世尊寺家略系
以下之事』所収系図においてとりわけ注目されるのは、『弘法
大師書流系図』では道芳と寂源の間に挿入されていた、敦直と
寂源によるあの実に仰々しい伝来を謳った奥書をそっくり欠い
ている点である。無論、保考が当該系図を執筆するにあたり、
『弘法大師書流系図』の原本に備わるその二つの奥書を意図的
に省いたと見ることもできそうなのだが、その可能性は低い。
というのも先の佐竹重勝本の奥書を信じるならば、藤木司直の
筆にかかる蔡邕に始まり近世の大師流へと至る書流系図には、
その両者の奥書はおろか、その他の序文・奥書など何ら存して
なかったらしいからである。

さらにいえば、そもそもこれらの奥書自体に不審な点があま
りに多い。まず敦直奥書に関してはすでに小松茂美が指摘する
通り、その年記に一ヶ月遡る慶安二年正月四日に敦直は泉下に

帰っているのであって全く辻褃が合わない。また寂源奥書については年記の上では疑わしい所はないのだが、明暦の大火で焼失云々と語る内容自体が信ずるに足らない。寂源と親交ある肥前鹿島藩第四代鍋島直條の遺稿集『楓園家塵』に収められている「本朝書法伝」なる文章は、直條が寂源及び藤木生直から得た情報に基づいて元禄八年末頃に執筆したものであるが、そこに以下のようなくだりがある。

敦直晩年生二子、臨卒遺言以其家伝書法、寄宗種、道芳二家、令善韜藏無散佚。敦直之子為僧者曰遮那院僧正号寂源、自幼習書屢称于世。及宗種逝、道芳與弟子六角木工頭広賢者相議、以敦直所伝拳授僧正。純無遺漏、家伝遂復其正焉。³⁷⁾

ここでは敦直の遺言によって「家伝書法」、すなわち入木道の伝書が本庄道芳及び難波宗種へ託された旨を記し、それらを寂源が正しく継承した旨を記すばかりで、『弘法大師書流系図』の寂源奥書であれば如実に語られていた明暦の大火での道芳蔵書の焼失など何ら触れるところがない。寂源奥書の内容が事実だとすれば、いかにも不自然な記事といえよう。

さらに敦直と寂源の奥書の前に置かれている無年記の飯河秋共奥書も後世の創作と目される。まず『弘法大師書流系図』の

秋共奥書を引こう。

額色紙形、義教公家僕細川右馬頭持賢、其子弥七郎政賢、諏訪志摩守元信、其子兵庫頭貞秋、以上四人相伝受也、予於越前受貞秋之伝³⁸⁾

国文学研究資料館田藩文庫蔵「加茂書博士法系」³⁹⁾は、これも先の『世尊寺家略系以下之事』所収系図や佐竹重勝本の末尾部分と同様に『弘法大師書流系図』における行尹以下の世尊寺家及び青蓮院流の系図だけを抜き出したかのような書物であるが、その末尾には次のような文章が置かれている。

額色紙形以下

義教公家僕細川右馬頭持賢其子弥七郎政賢諏訪志摩守元信其子兵庫頭貞秋以上四人伝受於越前
秋共（割書・飯川治部少輔／一雨斎妙佐）
受貞秋之伝、秋共伝之成定、成定伝之敦直、右当流ニモ

世尊寺流伝来之コト如件

本文中に著者は明記されていないが、ここでいう「当流」とは大師流にほかならず、該書は少なくとも藤木敦直以降に、大師流において「当流ニモ世尊寺流伝来之コト」を主張すべく執筆された書物であることは間違いない。先の『弘法大師書流系図』

の秋共奥書と当該文章との類似は明らかだろうが、そもそも右の如き主張は当の秋共奥書そのものを引用すればこと足りるはずである。にも関わらず該書はそれをしていない点、誠に不審なのであって、つまるところ『弘法大師書流系図』の秋共奥書なるものは『加茂書博士法系』の当該文章を改変したものに過ぎず、『加茂書博士法系』成立時にはいまだ存在していなかったと考えるほかないのである。

かく見てくれば、『弘法大師書流系図』は従来疑問を呈されてきた長久二年の藤原定頼奥書のみならず、無年記の飯河秋共奥書、慶安二年の藤木敦直奥書、万治元年の寂源奥書のいずれもが後世の仮託であったと断じて良い。となれば、残る慶長十八年の舟橋秀賢序についても同様に後世の仮託と見做した方が良さそうである。

さらに傍証を重ねよう。既述の通り、先行研究では『弘法大師書流系図』における蔡邕から韓方明までの系図が、元の鄭杓『衍極』所収の書法伝流の図と大略一致しており、またその『衍極』所収系図は明の黄鑿・黄鉞編『内閣秘伝字府』の和刻本に引かれている旨が指摘されている。加えて『内閣秘伝字府』に関しては、小松茂美による次の重要な指摘がある。

ところが、この図（『衍極』所収書法伝流図のこと、論者注）はわが国で刊行された『龜頭内閣字府』（四冊・元禄九年（一六九六）刊）の巻第一に「衍極書法伝流之図」として転載されている。この『内閣字府』は、正しくは『内閣秘伝字府』と呼ぶもので、明の隆慶二年（一五六八・永禄十一年）に刊行された、書法を説いた本である。直後、いち早くわが国にもたらされ、当時、かなり歓迎されたらしく、わたくしは明版本を知らないが、おそらく三冊本であったに違いない。ところが、これには肝心の書法伝流図が掲げられていない。図が初めて見られるのは、先に挙げた再刻本の『龜頭内閣字府』である。（中略）この図が、この重刻本に掲げられるについては、寺井養拙（一六四〇—一七一）の功績が大であった。^④

小松はさらに僧亮正『内閣秘伝字府純粹鈔』（延宝七年刊）巻第二、『和漢三才図会』（正徳二年序刊）にも当該系図が収められていることをも指摘している。^⑤無論、和刻本の存在しない『衍極』の唐本を『弘法大師書流系図』の作成者が参照したことも考えられるが、以下の諸資料からその可能性は低い。

センチュリー文化財団蔵『空海書法衍極伝』^⑥は空海著として

伝わる『執筆法』『使筆法』の注釈書で、巻末に小笹喜三が昭和二十年に陽明文庫所蔵の「豫楽院編纂自筆本」に基づいて謄写した旨の奥書を有する。ところで同書巻頭には「空海書法衍極伝」と題した部分があり、そこでは空海著『性靈集』の「解書先生」云々の文の引用に続けて釈智永から韓方明を経て空海へと至る『弘法大師書流系図』のそのの原型と思しき簡略な系図が記されている。陽明文庫蔵本は未見であるが、『衍極』の書名が題に見えることから当該系図はやはり『衍極』所収系図を参考にして作成されたものと断じてよく、加えて、藤木司直が靈元院より「筆道本源」号を賜わるに際して献上した書論『太上皇賜名筆道本原』⁽⁴⁴⁾（正徳五年成）に「桓武天皇二十三年空海與学生逸勢、同入唐就青龍寺惠果阿闍梨学仏法、依韓方明聞書法」云々とあること、また先掲の佐竹重勝本の系図の存在からも、概ね十八世紀初頭には韓方明を空海の師と見做す道統意識が、とくに大師流の中でも藤木敦直以降の甲斐流（賀茂流）

の一派の間で形成されていたことがわかる。ちなみに先掲の鍋島直條「楓園家塵」所収「本朝書法伝」には空海の師を韓方明とするような記述は見えず、かような認識はどうやら司直の時代に創出されたものようである。⁽⁴⁵⁾つまり、本邦において『衍

極』所収系図が広く知られる機縁となった『鼈頭内閣字府』が刊行された元禄九年以後に、当該系図に着想を得て韓方明と空海とが甲斐流（賀茂流）の人々によって結びつけられることになったのであって、そこから八十年以上も遡る慶長十八年に書かれたという『弘法大師書流系図』舟橋秀賢序に「爰吾朝桓武天皇御宇五筆和尚在唐之日會韓方明及諸生得聞其說」などであるのは全くもって不審であるといわねばならない。

ここまで種々論ってきたが、結局のところ『弘法大師書流系図』が現在知られているような序文や奥書を具備した書物として成立した時期は、どれほど早く見積もっても十八世紀以前に遡るとは考えにくく、さらに先掲の賀茂保考著『世尊寺家略系以下之事』所収系図との関係をも勘案するならば、当該保考者の成った寛政八年七月から静嘉堂文庫本甲の本奥書の年記である寛政十一年冬までの三年ほどの間のいずれかの時期と考えるとほぼ差し支えない。無論、佐竹重勝本などからも明らかのように、当該系図の原型らしきものはすでに藤木司直の手で作製されていたらしいのだが、そこへ序や奥書を添加するなど種々の粉飾を行うことで『弘法大師書流系図』なる一書として再編成してみせた人物は、叙上の数多の状況証拠から推して、やはり

書博士賀茂保考を描いてほかには考えがたい。かく見てくれば、松山文庫本と田藩文庫本に備わる橋本経亮奥書において親本の「所蔵者」と言及されている「ある人」というのも、どうやら保考のことを敢えておぼめかして書いたものと見て良さそうである。いずれにせよ、『弘法大師書流系図』中の序文や奥書類の記述はすべて後世の仮託であったと断じてよく、到底文字通りに受け止めるべきものではないことは、ここに明らかである。

七、賢聖障子銘揮毫をめぐる争論

センチュリー文化財団蔵『松平定信旧蔵入木道書一式』の箱には、「長格／八／三箱ノ内」と墨書ある紙標が貼られていることは先述した。松平定信が所持していた入木道書がこの箱に収められている十一点のみであったとは考えにくく、貼紙に「三箱之内」とあるからには、恐らくほかに少なくとも二箱分の入木道書が定信の手許にあったものと思しい。ところで、なぜかくも多数の入木道書がとくに寛政期において定信・定国といった大名たちの間で蒐集の対象となっていたのであろうか。実のところ、このことはすでに天明度大嘗祭の悠紀主基屏風色紙形

や寛政度内裏の賢聖障子銘を揮毫するなど世に隠れなき能書としての地位を得ていたはずの賀茂保考が、なぜ『弘法大師書流系図』などという偽書の製作にまで手を染めることになったのかという問題とも通底している。そして、この問題について考えるにあたってのキーパーソンこそ、この保考と、そして先にも触れた幕府書道師範の森尹祥という二人の書家にほかならない。というのも、ちょうどこの寛政期に両者の間で種々の軋轢が生じていたらしいのである。両者の関係が良好でなかったこと自体については先学の指摘も備わるが、それが果たしてどういった内実のものであったのかまで踏み込んだ検討は未だなされていまいようである。⁴⁵

東北大学附属図書館狩野文庫蔵『入木問答書』⁴⁶は寛政三年十一月から翌年正月にかけて保考と尹祥が行った書状での遣り取りを尹祥側で書留めたものの一部と考えられる。同書に就くかぎり、この時期、両者は大師流と持明院流というそれぞれの立場から互いに相手の所有する伝書や書法知識の不確かさを論い合っていたごとくである。例えば、寛政三年十一月十一日付の保考書状に、

先年錦御旗之事御尋被仰聞候節、さては世尊寺正統御伝来

無之事、残念と存候、世尊寺流之事と当家伝来有之候

とあって、以前尹祥はどうやら錦の御旗の書法に関して保考に質問していたらしく、保考はそのことを持ち出して、世尊寺家正統の伝授を受けているなら当然知っているはずの錦の御旗について質問を寄こすなど、尹祥の許には正しい書法が伝わっていない証拠ではないかと批判を向けているのだが、それに対して翌年一月十一日付の尹祥書状では、

先年錦御旗之事御尋申候付、尹祥には世尊寺正統之事は伝来無之様ニ御考之由、御深切忝存候、錦御旗之凶行成卿之筆同伝授并製之事迄行忠卿之書をかれ候を先祖寛永年中伝来候得共、為念申試候也、恐遣忝存候

と、自家には確固たる伝書が存しており、念のため試しに尋ねたまでだと返答するなど、互いに自家の優位性を主張するのに躍起になっている様が窺える。結局のところこのほかの議論も同様の平行線を辿るばかりであって、ほとんど擲楡の応酬というに近い遣り取りが続いている。

こうした両者の争論は、彼らの著作の随所にその余波を認めることができる。例えば先にも引いた尹祥の『書道訓』はちょうどこの寛政三、四年頃に成ったものだが、保考の属する甲斐

流（賀茂流）に対する批判が繰り返し語られている。

以上、右世尊寺家にをいて、大永の頃既七ヶ条の名目あり。古来よりのこと成べし。藤木者流にて七ヶ条をいふ事、いづれより伝来せしやいぶかし。敦直は駿河成定にき、たり。成定は船橋秀賢卿に学びたり。秀賢卿は持明院基孝卿の門弟は分明也。よくく可味事ども也。

また、

賀茂家数代の理運をいへば、敦直已然書籍に片言も所見せず。(中略)賀茂家は篁卿より中納言朝方卿迄は、国史にま、見えたり。中納言朝方卿以後、飯川秋共迄書の沙汰不聞之、書籍にみる所なし。并篁卿より朝方卿迄の能書平生曲筆なし。

などと、とくにその書流の由来の不確かさへと筆誅を加えている。また尹祥の門弟であった屋代弘賢が寛政五年十一月に著した『入木抄』⁽⁸⁾は持明院流入木道の来歴を記したものであるが、その末尾は次のように締め括られる。

又地下に一流有。いまの書博士甲斐守保孝⁽⁹⁾その統にてもものすれと筆使をむねとせるのみにて、巨細の故実⁽¹⁰⁾は伝へしらざるにや。抑筆持様筆結やう筆使等のことは、大師の書狀

をまもり、手本は三賢以下、世尊寺代々の跡を習、尤唐土の本は宋の世よりこのかたはとり用ましきなり。よろつのご実実は持明院家につきて学ふへきことにこそ。寛政五年十一月日源弘賢識

このように書博士であった賀茂保考をわざわざ名指しで批判し、持明院流の正統たることを主張しているのである。

江戸における森尹祥の入木道における求心力は相当なものであつたらしく、例えば保考と同じ賀茂社の社家の生まれで、有栖川宮家の諸大夫を務めたこともある歌人・和学者の賀茂季鷹は、明和九年から寛政三年に至る江戸在府期間中に尹祥と何度か接点を持っている。関西大学中村幸彦文庫蔵『季鷹家集』の寛政元年条に、

森尹祥ぬしの会始に梅花久盛といふ心を待聖廟広前といふ懐紙にて遣し侍りし

異木にも吹つたへつ、みつかきの久しく匂ふ風の梅か、とあつて、尹祥主催の歌会に参加していたことが確認でき、またセンチユリー文化財団蔵『懐紙以下書法 色紙式』の奥書の一部に、

右一卷森尹祥子よりかりえてうつしおく物也

天明七年九月廿五日 賀茂季鷹

とあつて、入木道書の借覧などもしていたごとくである。季鷹自身、江戸の地にあつて「有栖川宮御作法」なる和歌書法の伝授を行っていた形跡があり、その作法は持明院流入木道并に二条家歌学と符合するものであると主張していたようであるが、その一方で尹祥に対して甲斐流入木道をも修しているかのごとく振舞っていたらしいことが、寛政三年十一月十一日付尹祥宛保考書状（先掲『入木問答書』所収）の以下の記事から窺われる。

山本右膳季鷹、此度上京之事ハ明年賀茂社役大行事被相勤候故二而、甲斐権守先年被蒙勅許候、是ハ季鷹ニ不限いづれも賀茂氏人受領或権官等蒙勅許候、駿河権守、加賀権守ナト、申輩も有之候、尤多人數之事ニ候間、位階計ニ而無官も御座候、筆道ノ為ニ甲斐権守相成候と申事、一向無之候、社家一統之儀ニ而蒙勅許候儀ニ御座候、保考甲斐守之事ハ筆道住例ニヨテ（住例）関白家御内意蒙勅許候事ニ而御座候（中略）季鷹ナトハ当夏入門ニ候得共、未何事も相伝不申候、渡世之為ニいろく乃虚言申候と存候、畢竟不論候、必御疑心被成間敷候（平出闕字省略）

保考はそうした季鷹の行為を「渡世之為」の「虚言」と一蹴し

ているが、とまれ、この時期の江戸文壇においていかに入木道の知識と書法とが耳目を集める話題であったかが窺い知れよう。

閑話休題。保考は尹祥ほどにまとまった著作を遺していないため、断片的な発言を拾ってゆくほかないのだが、まずセンチユリー文化財団蔵『松平定信旧蔵入木道書一式』に含まれる⑨『執筆法』の保考書入を挙げよう。屋代弘賢は同書の注解の中で『今昔物語集』巻一一「弘法大師、渡唐伝真言教帰りに来れる語」の五筆和尚説話を引き、「按五筆之号不審予别有考」と記している。この別考自体は該書に附属していないため詳細は不明ながら、保考はそれを披見していたらしく、当該注記に対して次のような書入れを行っている。

此考以韓方明授筆要説為五筆。五筆者一ヶ之口伝也。如弘賢尹祥等何可知之乎。且弘賢考ノコトクナラハ方明ヲ可号五筆先生ト。シカルニ大師ヲ五筆ト奉号コト深秘々々。

空海の異名「五筆和尚」の由来に関する保考の反論は、とくに何らかの根拠を示すでもなく単に口伝の存在を匂わせるに過ぎないものではあるのだが、大師流の道統を嗣ぐ者として弘賢とその師尹祥を牽制しようとする態度は如実に見て取れる。

また、『無題銘伝書』⁽⁵³⁾という複数の入木道書の合写本の巻末

に某年八月二十五日付の保考書状の写しが書留められているのだが、その中で保考は、

森尹祥へハ決而御知ラセモ被下間敷候就中尊円御聞書大秘書ニテ御座候。此分ハ御直筆ニテ御写留可被下、自余ノ所ハ御側衆ニ御写サセニテモ随分不苦候。

と、これらの伝書が尹祥の側に渡らないよう配慮して欲しい旨を断っている。当該保考書状の宛所「両少将様」については松平定信並びに松平定国を指すとする鈴木淳の指摘があり、首肯される。⁽⁵⁴⁾

さらに保考著『点画書法』(寛政九年十月成)⁽⁵⁵⁾には、

私印に日本人木道正統と候こと世上にはそしりわらふべく候半歎に候へとも私意はをこりたるにはあらず候。異国にも其地名をしるし候かのあいた日本としるし申候。官位は私ものに非ず候へは恐れて印中には無御座候。今書たるものには官位或姓名印仕候。印は不入ことに候へとも当時の風俗にしたかひ申候。又もやうにもなり申候。

とあるが、実際に保考所用の印として「日本入木道正統四十二世慶滋考印」との白文方印が確認でき、ことさらに入木道の正統を標榜しようとするここでの保考の態度も、尹祥ら他流に対

する牽制と受け取れなくもない。

こうした両者の確執を江戸の持明院流と京の大師流という派閥間の単なる勢力争いと見ることもできるのだが、だとしても、すでに天明期には書家として名を馳せていた両者が、何故寛政年間に入つて種々の衝突を見せることになつたのだろうか。論者の考えでは、先にも引いたセンチュリー文化財団蔵『松平定信旧蔵入木道書一式』中の尹祥著『賢聖障子董仲舒賈誼小伝並に書論』における「尹祥は古伝を深く信じて岡本甲斐守保考に一年先達而尾張重相公の御屏風の小伝をは古法を以て書たる也」との記事がひとつの手掛かりを提供してくれるように思われる。先述の通り、寛政五年に尹祥は徳川宗睦の発案で製作された賢聖障子摸本の色紙形への揮毫を行つており、それは保考が実際に禁裏の紫宸殿に用いられる賢聖障子の色紙形に染筆する寛政六年十月に約一年先んじていた。松平定信への献上本と思しい同書に尹祥がわざわざ保考の名を書き付けたのは、寛政十二年頃に成つた定信著『退閑雜記』後編卷之二に、

入木道とてあるが、いまは何にはかうやうにかくなんどい

ふ如く、旗、あるは具足櫃よりし、短冊色紙のたぐひにも、

それ／＼の書かたの法あるをいへど、こは末なりけり。実

は筆法の事にてそありける。いま大炊御門、または加茂の甲斐てふ人、その伝は得てけり。其筆法少し計き、習ひたるが、始て物かく事をしりたる心地にて、晋唐の諸名家、弘法道風などのたぐひのたへなるものはじめてしり侍りぬ。されば物ことしらで、何くれと利口に言なし侍るそ浅ましけれ。文字に、かくばかりの法ある事としらで、めに書なして人にもやり、物にもものこしたる、いまさら口惜き計なり。いま欧法の顔法のとてかき侍るは、たゞ堯の服計着て、堯の行ひも心もしらざるなり。宋の代、人の心たかく、物かく事をば、小事として、氣象もてその法なんどをやぶりすたりしにぞ。晋唐におとりたる、いはでも知るべし。さればもの事にうとくて、何くれといふは無下の事なり。

とあるなど、定信が保考を介して大師流への傾倒を見せつつあったことも与つていようが、やはり復古様式での造営がなされた寛政度内裏の賢聖障子銘の筆者として真に相応しいのは持明院家であるという尹祥の認識の発露と見るべきであろう。

禁裏の紫宸殿を飾る賢聖障子は、王朝期以来の由緒ある画題として極めて高い権威を有し、当代一流の絵師がその図像を描

いてきたこともあつて美術史や建築史の方面での研究上の蓄積が備わる³⁸⁾。従来の研究でも賢聖像という絵画的側面の方に目が向けられがちであるが、かつて小野道風がその生涯に七度まで揮毫³⁹⁾し、鎌倉・室町期を通じて世尊寺家歴代がその役を務めてきた、賢聖像に付帯する色紙形に書かれる賢聖銘の筆者という地位もまた、書家にとつて最上の荣誉であつたことはいうまでもない。近世期における内裏造営は慶長度から安政度まで八度に及び、安政度を除いて賢聖障子もその都度新調されている。寛永度以前の筆者は未詳ながら、その後について整理すると次のようになる。

承応度 持明院基定筆

寛文度 持明院基定筆 ※但し寛文十一年十一月に持明院基時が書き改める。

延宝度 持明院基時筆

宝永度 近衛家熙筆

寛政度 賀茂保考筆

安政度 寛政度の賀茂保考筆のものを転用し、岡本保誠補筆⁴⁰⁾。

すなわち世尊寺家の書法を継承する持明院家が近世前期まで独

占していた地位が、宝永度の近衛家熙を境として大師流に取つて代わられていたわけである。家熙の大師流の書家としての側面は緑川明憲「大師流継承者としての近衛家熙⁴¹⁾」に詳しいが、当該論文において緑川は大師流に関する近世期の言説のいくつかを拾い上げつつ、

大師流の実際の成立については、『入木道注進書』にみえる越前の朝倉家に関わりがあるとされる曾我孝成が生きた中世末期に、弘法大師空海に対する信仰の広まりとともにその書風を慕う多くの者が空海の書風をもとに形成し、のちに敦直が流派として確立したと考えられ、家熙の時代から見ればいくつが存在する書の流派のなかではしかるべき由緒を持たない新興の流派であるといえる。

と述べ、さらに近衛基熙『基熙公記』貞享三年九月十八日条の記事に基づき、大師流は当時において「無名に近い流派」に過ぎなかつたとの重要な指摘をしている。寛政期の森尹祥が執拗に指弾していたのは、まさにこうした新興流派たる大師流の由緒の不確かさであつた。そしてすでに寛政度内裏における賢聖障子銘の筆者に選定されていた保考にとつて、それはもはや無視できないものとなつていたらしいのである。

既述の通り、高辻福長と五条為徳が寛政二年十月に勘申した小伝本文が保考によって色紙形に揮毫されるに至ったのは四年後の寛政六年十月のことであった。『賀茂社家系図』第十二の賀茂保考項にこの間の事情について管見のかぎり最も詳細な記事がある。長文ながら以下に引いておく。

寛政二年九廿八、議奏中山前大納言愛親卿依御招参上、御対顔被仰渡曰賢聖御障子色紙并九枚下馬簡等清書宣下之旨也

十一十六、下馬簡九枚清書出来、同日献之、後日自伝奏衆御招為御褒美白銀三十枚賜之、同日自中山前大納言愛親卿御招賢聖障子小伝勘文二通東方高辻文章博士福長朝臣西方五條文章博士大内記為徳朝臣被下之

同四年冬、御色紙雖賜之、依所勞延引之御断申上之処、聞食之旨也

同六年十六、自議奏広橋前大納言伊光卿、保考代胡保御招参上之処、被仰渡曰先達而被仰渡候賢聖障子清書之儀、保考依所勞延引之処、於此節者少々快方時々致染筆候由被聞食候、因茲雖為所勞中清書被仰出候間、経数日俣ニ可相認旨也、謹而御請申上、同月自八日到廿四日清書出来

同廿五、御色紙清書出来之旨一條殿下江及言上了

同廿七、可献上旨被仰出、因茲即日胡保持参、尤御色紙東四間分(割書・十六人分三十二枚)西四間分(割書・十六人分三十二枚)都合六拾四枚、且先達而被下置小伝草二通相添之、議奏広橋前大納言伊光卿江差上之処、可被及御披露間、尚明日可相窺旨也、尤是先殿下江入御内覽了

同廿八、胡保非藏人口江参上之処、伊光卿御出逢御演説曰、昨日者色紙清書献上及披露処、保考雖所勞中黒色殊外宜筆勢相勝候由

天氣ニモ 叡感御座旨也、且小伝勘文者尚自跡可下賜旨也、右謹而承之退下、即殿下江一々言上之、同年閏十一廿七依召胡保参上之処、小伝勘文二通被下之

同七年六廿三依召胡保参上之処御内為御褒美判金壹枚賜之すなわち、寛政二年九月二十八日に賢聖障子銘及び下馬札への揮毫を命ぜられ、後者の方はすぐさま同年十一月に清書を終えたが、前者については寛政四年冬に至って住吉広行の下絵ある色紙形を賜ったものの、「所勞」のために揮毫は延期したい旨を願ひ出、さらに二年後の寛政六年十月八日から二十四日にかけてようやく清書を果たしたのだという。

ところで、天明の大火によって灰燼に帰した禁裏の再建にあたって、朝廷側の意向により王朝側に範をとった復古様式での造営が進められていた寛政度内裏における賢聖障子は、幕府儒官の柴野栗山により賢聖像に関しては入念な考証がなされていたが（『賢聖障子名臣冠服考証』）、一方でその賢聖像に付帯する色紙形やそこに書かれる銘や小伝の書法については栗山側で何ら考証を行った形跡がなく、結局のところ書博士賀茂保考に一任された形となっていたようである。いずれにせよ、故実に即した書法が求められる賢聖障子銘の揮毫は細心の配慮を以て行われたに相違なく、先に見た保考の「所勞」の内実もそのことと関係するものと考えて良いかと思われる。そして江戸の森尹祥からの批判が始まるのはまさにそうした最中のことであった。世尊寺家の書法を受け継ぐ持明院流に属する尹祥にとっては、他流によって賢聖障子銘筆者の地位を奪われることは到底受け容れがたいものであったはずで、森公風編『入木道伝書目録』末尾に、

唯授一人灌頂伝授

第一 錦御旗 図并一軸有之

第二 武家御旗 同

第三 太上天皇御辞表 図有之

第四 年中行事障子 同

第五 悠紀主基屏風色紙 同

第六 賢聖障子 同

第七 勅額法一卷 并図数卷有之

已上七ヶ条為入木道極秘、曾而不出門外、

右七ヶ条を残りなくつたふるをもて皆伝と申也、

一秘がきあなかしこ、

寛政二年晚秋政記之 源尹祥 ⑥

と、保考が賢聖障子銘の揮毫を命じられたまさにその時期に、その賢聖障子を含めた禁裏の書役を「七ヶ條」の「入木道秘伝」として改めて尹祥が書き記しているのは偶然とは見做しがたい。先掲『賢聖障子董仲舒賈誼小伝並に書論』で尹祥が自身の書法を「古伝」「古法」に則ったものであると主張しているのも、保考の側はそれを全く欠いていると彼が認識していたことを示しているよう。

そもそも享禄二年の世尊寺行季の死没によって断絶した世尊寺家の書法を受け継ぐ持明院流にしてみれば、その伝承経路の明瞭さからいって賢聖障子銘の書法は自家にこそ正しく伝わっ

ていると主張することは確かに理に適っている。⁶³ 対して先述のごとく当時においても由緒が不透明な新興勢力と見做されていた近世期の大師流にとって、賢聖障子銘の書法についての確固たる故実が自家に伝わっていると主張するのはさまざまな困難を伴うことであつたに相違ない。宝永度に近衛家熙の行つた例外的な事例以外に実績を持たない中で、保考は「所労」を重ねていったものと思われる。果たして約四年もの時を経、保考は慎重に検討を重ねた上で銘及び小伝の清書を行つたのであろうが、尹祥の側からはそれ以後も繰り返し、いかに大師流の書法が無根拠でその道統が不明瞭であるかを指弾され続ける羽目になるのであつた。以上、断片的な資料を列ねてきたが、つまるところ尹祥と保考の争論の核心にあつたのは賢聖障子銘の筆者としての正統性をめぐる問題であつたと見て差し支えあるまい。

当該奥書はその原型と思しき『加茂書博士法系』にある文章ともども先に引用してあるので、ここではそれらとほぼ同趣旨の保考著『世尊寺家略系以下之事』に見える一条を示す。

孝成之同僚諏訪兵庫頭貞秋（割書・本義教公近臣之裔也）行房行尹之所伝受之奥義及顔色紙形行豊卿之口訣等受之於貞秋々共以及高野大師之書法世尊寺之格式兼伝之（朱筆・伝来以旧記々之） 保考記

すなわち、曾我孝成と飯河秋共の二人を大師流と世尊寺流の双方の書法を兼ね伝えた人物として位置付けているのである。もちろんこれは世尊寺流の色紙形・額の書法を自家へ取り込むために保考が行つた意図的な操作と考えるべきもので、事実、先掲の鍋島直條『楓園家塵』所収の「賀茂生直家書法相伝系図」（元禄九年頃成立⁶⁴）や藤木司直の『太上皇賜名筆道本原』（正徳五年成）『入木道注進』⁶⁵（享保五年成力）などといった保考以前の甲斐流（賀茂流）の人々の文章には、孝成・秋共が世尊寺流の伝授を受けているなどといった記事は一切見えない。中世期を通じて賢聖障子銘の筆者を世尊寺家歴代が担ってきたという事実は動かしようもないが、過去に遡つてその書法が自家へと伝わっていることにしまえば、尹祥側からの批判を取り敢

えずはかわすことが可能となるのであって、保考による『弘法大師書流系図』の編纂意図はここに明白であろう。偽書の生成とは常にそのようなものであるかも知れないが、『弘法大師書流系図』とは争論の結果として産み出された対抗言説としての書物なのであった。

ただし、結局のところ保考は『弘法大師書流系図』なる偽書の作製にまで及んだにも関わらず、尹祥の批判を完全に封じることはできなかったようである。とはいえ寛政度内裏における賢聖障子銘筆者としての地位は揺らぐことなく、その褒賞として寛政十二年五月二十五日には正四位下への昇叙を果たし、その後も紫宸殿承明門等の額（享和三年）、太政官印（文化五年）、日給簡（文化六年）の揮毫といった禁裏御用を務める傍ら（『地下家伝』『賀茂社家系図』）、松平定信や松平定国といった武家方との関係を深めていったこととくである。⁶⁷かく見てくれば定国・定信の兄弟が蒐集した多数の入木道書も、江戸の持明院流森尹祥と京の大師流賀茂保考という両陣営が争論を行う中で、互いに自家の優位性を主張すべく種々の活動を行った結果として蓄積されていったものと考えて良からう。

おわりに

以上、本稿はセンチュリー文化財団蔵『松平定信旧蔵入木道書一式』を出発点として松平定信の入木道書蒐集活動について考察し、『弘法大師書流系図』という偽書の生成過程に関する検証を経つつ、寛政期に隆盛をみた入木道書の生成と伝播の背景には、幕府書道師範の森尹祥と書博士賀茂保考という、持明院流と大師流、また幕府と朝廷をそれぞれ代表する能書の間で生じた寛政度内裏における賢聖障子銘の揮毫をめぐる対立が存在していたと結論付けたものである。

賀茂保考については従来まとまった研究がなく、本稿でも断片的な資料をいくつか拾い上げたに過ぎないが、近世後期の京洛雅文壇を牽引していた妙法院宮真仁法親王もまた書の上では保考の門人であり、江戸の和学者橘千蔭も保考へ入門誓詞を送っているなど、⁶⁸彼が主唱した大師流入木道は十八世紀末から十九世紀初頭にかけて相当の勢力を保っていたものごとくである。正式に入門の札を執ったかは未詳ながら、恐らく松平定信や松平定国も保考の門人格であったと見て差し支えないと思われる。

『積書堂光英撰』『類題若菜集』(文政十年刊)など、近世後期の類題和歌集には彼の名が散見し、歌人としての活動も確認される。いずれにせよ、この保考もまた近世後期の学芸史を語る上で欠くことのできない一人であることは疑いない。

ただその一方で、近世期の大師流は持明院家のような確固とした伝統を持たない新興の流派であり、当代における地位が上昇してゆくにつれ、書流としての由緒もその地位に相応しいものであらねばならなくなっていたものと思われる。本稿で『弘法大師書流系図』に即して検討してきた通り、大師流の中でも、主として賀茂社の社家の間で継承されていった甲斐流(賀茂流)の道統意識の形成過程には大きく二つの契機があった。第一は藤木可直ないしはその周辺において十八世紀初頭に唐の韓方明と空海とが結びつけられたこと、第二は十八世紀末に賀茂保考が『弘法大師書流系図』の書物としての信憑性を高めるべく序文と複数の奥書を捏造し、さらには曾我孝成・飯河秋共を紹介して世尊寺流の類と色紙形の書法を自流に取り込んでみせたことである。無論これは歴史の改竄というほかないのだが、結果として彼らの戦略は功を奏したようで、大師流は近世を経て近代まで書流としての命脈を保つに至るのである。⁽²⁰⁾

注

- (1) 『書と生きる―江戸人の文雅愛好』(慶應義塾大学附属研究所道文庫・慶應義塾大学アート・センター、二〇一四)。
- (2) 朝倉治彦監修・高倉一紀解説『松平定信蔵書目録』(ゆまに書房、二〇〇五)に影印が備わる定信旧蔵書の目録二種にこれらの書名は見えない。ただ、そもそも当該目録二種には入木道書の類が一切見えず、後述のように相当数の入木道書を所有していたはずの定信の蔵書の全貌としては不審な点が残る。入木道書に関しては何らかの理由で目録がそもそも作られなかったか、あるいは別途製作されていたかと推測される。
- (3) 森尹祥に関しては鈴木淳「幕府書道師範森尹祥の書学」(『江戸和学論考』ひつじ書房、一九九七、所収)に詳論がある。
- (4) 『日本書画苑』第一卷(国書刊行会、一九一四)一三五頁。
- (5) 大道寒溪「持明院流入木道」(『美術・工芸』第一六号、一九四三)。
- (6) 写本。特大本一冊。請求記号セ二〇二・一七七。また外題

に「賢聖障子名臣小伝」とある架蔵本（印記「巨理文庫」）もほぼ同内容の一本で、当該引用箇所については異同が認められない。ただしセンチューリー文化財団本は小伝本文に見消ちによる推敲箇所が残されているが、架蔵本ではそれは悉く削られているため、架蔵本はより後の段階の本文を備えたものと考ええる。

(7) 徳川美術館蔵蔵本は未見であるが、内閣文庫蔵『視聴草』三集之六所収「紫宸殿賢聖障子画摸本屏風記」及び「賢聖障子名臣像縮本帖子記」は該書と同一のものと思われる。

(8) 鎌田純子「寛政度御所造営における賢聖障子の製作過程について」(『鹿島美術財団年報』第二四号、二〇〇六)及び同氏「名古屋東照宮所蔵「東照宮縁起絵巻」の製作背景について」(『金鯢叢書』第三二輯、二〇〇五)参照。なお前者の論考には、徳川宗睦が製作を命じた賢聖障子の摸本が、東京国立博物館現蔵の八曲二双の賢聖障子図摸本ではないかとの指摘がある。また後者の論考では、尾張家の『御日記』『御記録』の寛政六年十月十五日条に、尹祥が江戸の尾張藩邸へ「賢聖障子屏風拝見」のために息子久治郎と共に参上した旨の記事がある旨の指摘もあり、この時期に尹

祥が尾張徳川家の書道の御用を頻繁に務めていたらしいことが窺われる。

(9) 東京大学料編纂所蔵の到津公誼著『到津家譜』(明治八年成、請求記号四一七五―一六二)参照。

(10) 『寛政重修諸家譜』によれば、安永六年七月に御旗奉行となっており、天明元年正月に七十歳で没している(第二十卷三二六頁)。

(11) 卷子本一軸。請求記号一五―七九九。

(12) 卷子本一軸。外題「道風百八字形」。請求記号二五―八〇三。

(13) 卷子本一巻。請求記号一五―七九二。

(14) 大本二冊。請求記号一五―六〇七。

(15) 大本一冊。請求記号一五―七三七。

(16) 念のために述べておくが、この四点は『国書総目録』並びに国文学研究資料館の日本古典籍総合データベース、また論者の調査に基づくかぎり、いずれも他機関には所蔵が確認できないか、もしくは現存数が僅か一、二本ほどのものであって、決して広く流布した書物ではない。無論この手の入木道書は写本が作られる都度に異なる書名が与えられることもあるため今後の調査に俟つところも少なくない

が、いずれにせよこれだけ複数の資料に臨写関係が認められることは単なる偶然ではあるまい。

- (17) 新井栄蔵『書』の秘伝―入木道の古典を読む―(平凡社、一九九四)、鈴木淳「田藩文庫考」(『田藩文庫目録と研究』青裳堂書店、二〇〇六、所収)。

- (18) 鈴木淳「田藩文庫考」(注17前掲論文)。

- (19) 注4前掲『日本書画苑』第一。なお底本は明記されていない。

- (20) 小笹喜三「書道大師流綜考」(私家版、一九四一)。底本については「書博士岡本氏本に基ける一本」とあるのみで未詳。

- (21) 黒板勝美「入木道に於ける空海」、『虚心文集』第六(吉川弘文館、一九四〇)所収。初出は『書苑』第一卷三号及び第二卷九号、一九二二―一九一三。

- (22) 神田喜一郎「三筆について」、『書道全集』第十一卷(平凡社、一九六五)所収。

- (23) 小松茂美『日本書流全史』上卷(講談社、一九七〇)三八五頁以下。

- (24) 当該系図については、すでに注23前掲の小松茂美『日本書流全史』に諸本六本の紹介がある。そのうち「書博士道統

系譜 一卷 北野克氏蔵」とある一本は実見し得なかつたが、以下の十一本には残りの五本(松山文庫本・静嘉堂文庫本甲・吉阪秀峻本・早稲田大学図書館本・神宮文庫本)がすべて含まれていることを断っておく。

- (25) 注23前掲小松茂美『日本書流全史』三八五頁。

- (26) 雅俗の会「名家書簡披展 八」(『雅俗』第八号、二〇〇一)所収の某年某月十八日付蒔田必器宛橋本経亮書状(書簡番号四十三)に、経亮が「甲斐守保考壹枚、外短冊二枚」を土産として必器へ差上げる旨を述べているが、保考の名の傍らに「書博士。今度、賢聖銘筆者也」との注記がある。先述の通り保考が賢聖障子の色紙形に銘及び小伝を揮毫したのは寛政六年十月のことであるから、当該書簡が出された時期もそれ以降ということになる。このほか、寛政後半に保考蔵本を経亮が筆写したものを複数確認している。

- (27) 請求記号G二六・六六五。

- (28) 請求記号イ〇四・〇二四七八・〇一三八。

- (29) 例えば増補本系統である吉阪秀峻本では「小田原従^註(挿入符) 智正(挿入符) 家臣^註桜井半平祝髮号拙齋」(傍記と挿入符は朱筆)となっており、誤写を部分的に共有している

ことから松山文庫本・田藩文庫本など同系統の親本をもとにしている可能性があるが、諸本の詳細な系統樹を作製することはここでの論の目的から外れてしまうため、本稿ではさしあたって増補の有無に基づく分類をするに留め、後考を俟つことにしたい。

(30) 現存資料に照らしても、短冊や懐紙といった謹直な態度で書かれたものを除けば経亮の筆跡は率直にいつて悪筆と呼ぶほかなく、こうした誤脱も経亮筆写本の手の拙さ起因する部分もあったかとも思われる。

(31) 請求記号二四八・一六二・六。整理資料名「中原氏伝承品 入木道之事」。

(32) 注23前掲小松茂美『日本書流全史』四六一頁以降に引かれている、同じく司直による『入木道注進』とほぼ同趣旨であるが文章は随所で異なる。正徳五年の「筆道本源」号下賜に触れていることから成立はそれ以後と考えられるが未詳。

(33) 先に『弘法大師書流系図』の諸本のひとつとして掲げた忠良本の持つ独自要素はこの佐竹重勝本と共通している。よって両書は共に『弘法大師書流系図』とは別の、その原

型のごとき系図として捉えるべきものであって、忠良本を『弘法大師書流系図』の諸本に数えたのは不適當であったかも知れない。ただし忠良本には外題に「弘法大師書流系図」とあり、また賀茂保考までの系図が備わることから、取り敢えずは例外的な諸本として掲げておくことにした。

(34) 中原重行の名は『地下家伝』には見えない。ただ小笹喜三「家藏大師流諸家遺墨目録」(注20前掲『書道大師流綜考』所収)の佐竹重威項に「初め姓中原、のち姓佐竹を賜ひて諸大夫に補せらる」とあることから彼らは同族であつて重行は重威の父と考えてよからう。

(35) 請求記号一五・七三九。保考自筆。奥書「寛政丙辰年七月 従四位下賀茂考随筆了」。

(36) 注23前掲小松茂美『日本書流全史』三九〇頁。

(37) 井上敏幸「鍋島直條と寂源僧正―『楓園家塵』抜書(四)―」(『文芸と思想』第四十八号、一九八四)参照。当該文章の成立時期を元禄八年末とする点についても当該論文の指摘に拠った。

(38) 注4前掲『日本書画苑』第一卷五頁。

(39) 大本一冊。(近世後期)写。請求記号一五・七五九。

(40) 注23前掲小松茂美『日本書流全史』三八三頁。

(41) やや時代は下るが明の徐渭撰『玄抄類摘』の和刻本(宝暦五年刊・沢井穿石点)の巻末にも当該系図が掲載されていることを言い添えておく。

(42) 請求記号七二四八・一七。

(43) センチュリー文化財団蔵。請求記号七二〇四・一一五。なお本書は先の『空海書法衍極伝』と同様に陽明文庫所蔵の近衛家瀧写本を小笹喜三が昭和二十年に謄写したものである。

(44) 同じ大師流であっても賀茂流(甲斐流)以外においては、韓方明と空海とを結びつけようという意識は希薄であったらしく、センチュリー文化財団の所蔵する下川自省著『書法要語并点画』(七二〇四・一〇三)の寛政三年の年記ある自序に「本邦筆道伝来、弘法大師以前、余未嘗聞也」とあって、空海以前の道統は未詳としている。下川自省は持明院基輔の息である賢賀僧正の門弟ながら賢賀ともども大師流の書を能くした人物で(注20前掲小笹喜三『書道大師流綜考』参照)、当該序文中でも「余幸親炙良師而学大師之筆法也」云々と述べている。

(45) 鈴木淳「田藩文庫考」(注17前掲論文)及び同氏「錦摺女

三十六歌仙」出版考」(『橘千蔭の研究』ペリカン社、二〇

〇六)は、後掲の田藩文庫蔵『無題銘伝書』における保考

奥書での尹祥に関する言及を紹介して両者の関係が良好ではなかった旨を指摘し、また緑川明憲「大師流継承者としての近衛家熙」(『藝文研究』第九〇号、二〇〇六)及び同

氏「持明院流」考―その本質を知るために」(『書学書道史研究』第二二号、二〇一一)は森尹祥『書道訓』中で彼が大師流の由緒が不確かであると批判した記事に触れている。

(46) 『東北大学附属図書館所蔵狩野文庫マイクロ版集成』(丸善)のマイクロフィルムにて披見。

(47) 注4前掲『日本書画苑』第一卷一九頁。なお引用に際して句読点を改めた。以下同。

(48) 注4前掲『日本書画苑』第一卷一三三頁。

(49) 国文学研究資料館田藩文庫蔵。卷子本一軸。請求記号一五・八一二。

(50) 写本一冊。在府中の詠を概ね編年順に収録したものである。請求記号一二四・一六・一五六。

- (51) 請求記号二〇二・二一五。
- (52) センチュリー文化財団蔵『歌道書法草稿』参照。季鷹自筆。請求記号セ〇〇〇・〇一七。注1前掲「書と生きる―江戸人の文雅愛好」の論者解説も参照されたい。
- (53) 国文学研究資料館田藩文庫蔵。請求記号一五・七八一。
- (54) 鈴木淳「田藩文庫考」(注17前掲論文)及び同氏「錦摺女三十六歌仙」出版考」(注45前掲論文)。
- (55) 国文学研究資料館田藩文庫蔵。賀茂保考自筆。請求記号一五・七五二。引用に際して原文の片仮名漢字文を平仮名漢字文に改めた。
- (56) 四天王寺国際仏教大学図書館思頼堂文庫蔵の『蔡邕書論』(折本一帖・請求記号六四四)は賀茂保考自筆で文化二年の奥書を有するが、その巻末に当該印が捺されている。その他、保考の書作品の落款として用いられたものを確認している。
- (57) 『退閑雜記』後編(八尾書店、一八九三)四六頁。
- (58) 藤岡通夫『京都御所』彰国社、一九五六)及び同書新訂版(中央公論美術出版、一九八七)、川本重雄・川本桂子・三浦正幸「賢聖障子の研究(上)―仁和寺蔵慶長度賢聖障子を中心に―」(『国華』第一〇二八号、一九七九)、注8前掲鎌田純子「寛政度御所造営における賢聖障子の製作過程について」、同氏「賢聖障子の研究―寛政度を中心に―」(『金鯢叢書』第三五輯、二〇〇九)などが挙げられる。
- (59) 「請殊蒙天恩被遷山城守兼任近江権介状」(『本朝文粹』巻第六奏状中)。
- (60) 朝岡興禎『古画備考』四十五「禁裏御造営部類」、及び注58前掲川本重雄・川本桂子・三浦正幸「賢聖障子の研究(上)―仁和寺蔵慶長度賢聖障子を中心に―」をもとに作製した。
- (61) 緑川明憲「大師流継承者としての近衛家熙」(『藝文研究』第九〇号、二〇〇六)、及び同氏「豫楽院鑑 近衛家熙公年譜」(勉誠出版、二〇一二)参照。
- (62) 賀茂県主同族会蔵本をADEC 歴史資料検索閲覧システム (<https://trc.adec.ttc.co.jp/>) にて披見。引用に際して適宜読点を付した。
- (63) 注4前掲『日本書画苑』第一巻一四〇頁。なお同書の編者森公風は尹祥の息である。
- (64) 持明院流入木道の中心が、書自体の巧拙というよりも短冊や懐紙・色紙形などの書式・書法といった様式的側面にある

たことについては、注45前掲緑川明憲「持明院流」考—
その本質を知るために」及び西村慎太郎「近世持明院入木
道に見る公家家職—その成立と「秘伝」の伝播—」（『東
京大学史料編纂所研究紀要』第二〇号、二〇一〇）参照。
ちなみにこの時の持明院家当主である宗時は、寛政度内裏
においては年中行事障子の揮毫を務めている。

(65) 注37前掲井上敏幸「鍋島直條と寂源僧止—『楓園家塵』抜
書（四）—」所引。

(66) 注23前掲小松茂美『日本書流全史』四六一頁以降。

(67) 国文学研究資料館田藩文庫蔵『夜鶴書札抄』（請求記号一
五・七四八）の奥書に「寛政辰年加茂書博士之書不慮得写
尤不出窓外者也（花押「定国」）とある。「寛政辰年」は
寛政八年。また先に引いた定信著『退閑雜記』の記事など
を参照。

(68) 『妙法院日次記』天明七年六月二日条に「大師御流義入木
道、宮御方御稽古被成度思召候」云々の書状が保考へと遣
わされた旨の記事がある。なお、真仁法親王以前にも妙法
院宮門跡では堯恭入道親王が岡本邦氏より大師流の書法を
学んでいたことが『妙法院日次記』延享元年十月十日条の

「岡本甲斐守参上、筆道之儀申上ル」云々の記事より知ら
れる。真仁法親王の文壇内での位置付けについては宗政五
十緒「真仁法親王をめぐる藝文家たち」（『日本近世文苑の
研究』未來社、一九七七、所収）、今中寛司「妙法院真仁
親王御直日記」に現れた写生派絵師たち」（『同志社大学文
化学年報』第二十三・二十四合併号、一九七五）、飯倉洋
一「本居宣長と妙法院宮」（『江戸文学』第十二号、一九九
四）、同「妙法院宮サロン」（『論集近世文学』五、勉誠社、
一九九四）など参照。

(69) 鈴木淳「橋千蔭の研究」（注45前掲書）三四二頁。
(70) 近代の大師流については小笹喜三「書道大師流綜考」（注
20前掲）及び楠見敏雄「近代大師流系譜考」（『密教文化』
第一五九号、一九八七）参照。

《附記》資料の調査閲覧に際して各所蔵機関及び所蔵者の方々
より格別のご高配を賜りました。ここに記して深謝申し上げ
ます。なお本稿は科学研究費補助金（若手研究B「橋本経
亮旧蔵資料の悉皆調査を通じた近世和学研究の基礎構築」研
究課題番号二六七七〇〇八四）による成果の一部である。